

## 卒業の認定に関する方針

授業科目の学習成果の評価に関しては、「学則」ならびに「学生ハンドブック 学科目履修要項」により定めています。

### 「学則」

#### (修業年数)

- 第5条 本校は、修業年限を2年とする。
- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。

#### (授業科目及び履修方法)

- 第9条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下「指定規則」という) 第5条第七項別表第4に定める科目を履修し、総計85単位を修得しなければならない。

#### (単位の認定及び成績の評価)

- 第11条 各授業科目の単位の認定は出席状況、試験、論文、報告書その他を総合して行う。
- 2 各授業科目の出席時間数が所定の時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。
- 3 介護実習の出席時間数が所定の時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。
- 4 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。
- 5 成績の評価は、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

#### (卒業の認定)

- 第12条 本校に2年以上在校し、所定の科目を履修し、その修得が認められた者には、課程修了を認定し、卒業証書を授与する。
- 2 卒業者には、介護福祉士の資格を取得できるものとする。
- ただし、国家試験を受けて合格する必要がある。不合格(未受験も含む)の場合でも、卒業した者は、5年間は介護福祉士の登録を受けることができる。

### 「学生ハンドブック 学科目履修要項」

#### 卒業の要件

本校の卒業要件は、次のとおりである。

- ① 本校に2年以上、在学すること。また、在籍年数は4年以内とする。(休学期間は除外)
- ② 全教科必修である。85単位を取得すること。

#### 単位の取得

- ① 単位を取得するためには、その科目の授業に規定の時間数出席し、その科目の成績考査に合格しなければならない。
- ② 成績考査は、試験・論文・レポート・作品・出席状況・その他により当該科目の担当教員が行う。

#### 成績

##### ① 成績評価

各科目の成績は、考査の結果をもって示す。その評価基準は、次表の通りである。

##### 【成績評価基準】

評価	評語	合否
100点～80点	優	合格 (単位取得)
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

#### 介護福祉実習の単位認定

実習の単位認定は可以上を合格とするが、認定されなければ次段階の実習に参加できない。